

## 通信手段による理事会への出席及び理事会における議決権行使に関する規則

2018年4月23日理事会決定

### 第1条：目的

この規則は、国際私法学会定款（以下、「定款」という。）第29条第1項の規定に従って開催される理事会において、インターネットを介する方法その他理事会の他の出席者との間で円滑な意思疎通ができる通信手段（以下、「通信手段」という。）を用いて発言等ができる状況にある理事及び監事は理事会に出席しているものと扱うこと、及び通信手段を用いて議決権を行使することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条：通信手段による出席及び議決権行使を申し出ることができる場合

理事及び監事は、外国滞在、身体の不自由、親族等の介護その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、通信手段による出席及び議決権行使を申し出ることができる。

### 第3条：通信手段による出席及び議決権行使の申し出並びにこれに対する対応

1. 理事及び監事は、通信手段による出席及び議決権行使を希望する場合には、理事会開催の1か月前までに理事長に申し出なければならない。
2. 理事長は、前項の申し出があった場合には、できる限りそれを実現するよう努めなければならない。
3. 理事会の開催場所の状況、過大な費用を要する見込みその他の事情により、通信手段による出席及び議決権行使を可能とすることができない場合には、理事長は速やかに第1項の申し出をした理事及び監事に対してその旨を伝えなければならない。
4. 理事長が通信手段による出席及び議決権行使を希望する場合には、定款第21条第4項に定める理事長に事故あるときの職務代行者が理事長に代わり第2項及び第3項に定める行為をする。

### 第4条：通信手段による出席及び議決権行使をする場合の制約

通信手段による出席及び議決権行使が認められた理事は、理事長の選任に関する議案については欠席しているものとみなし、議決権を行使することはできない。

### 第5条：経費の負担

通信手段による出席及び議決権行使にかかる経費は国際私法学会の負担とする。

### 第6条：議事録への記載

理事又は監事が通信手段による出席及び議決権行使をしたときは、議事録にその旨を記載しなければならない。

### 附則

1. この規則は、2018年4月24日から施行する。